

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月策定

令和 元年 5 月一部修正

令和 4 年 3 月一部修正

上越市立三和中学校

この方針の法的根拠

1 いじめ防止対策推進法 【抜粋】

平成 25 年 6 月 21 日成立

平成 25 年 6 月 28 日公布

平成 25 年 9 月 28 日施行

(1) 目的

第 1 条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校いじめ防止基本方針の策定

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(4) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 上越市いじめ防止基本方針【抜粋】

平成 26 年 3 月通達

平成 31 年 3 月改定

(1) いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体が**使命感をもって取り組む必要がある**。また、いじめの**早期発見に努め**、認知した場合は、**迅速かつ適切に対応**することが重要である。

【市として】

- ① **全市民が幸せに生きる権利をもっていること、並びに人を思いやる心を持つこと、これら両方の大切さを自覚できるよう、互いの命や人権を大切にす施策を実施する。**
- ② 上越市いじめ防止基本方針を定め、これに基づきいじめ防止等の必要な施策を実施する。

- ③ 学校、保護者、地域の連携を強化し、地域青少年育成会議でいじめの予防等に努める。
- ④ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

【学校として】

- ① 学校運営協議会を活用しながら、全ての児童生徒が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校づくりを目指す。
- ② 自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくる。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを全教職員で強く意識し、教育活動を展開します。
- ④ 相談窓口を家庭や生徒に周知するとともに、生徒に対してアンケートや個別面談を実施するなど、生徒一人一人の状況把握を丁寧に行う。
- ⑤ いじめを認知した場合は、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関と連携して、早期解決に力を注ぐ。
- ⑥ いじめの疑いを発見、または通報を受けた場合、特別な事情がない限り、当日中に、関係生徒の保護者にいじめの態様等を説明し、連携を図る。

【保護者として】

- ① 子の教育について第一義的責任を有する者として、安心して生活できる環境を整える。さらに、基本的生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める。
- ② 自分の子どもにいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や思いやりの心を育てる。また、我が子の前で他の生徒を批判するなど、いじめを誘発・助長する言動はしない。
- ③ 子どもの様子の変化を察知できるよう、日頃から子どもとの関わりを多くもつ努力をする。また、SNSやインターネットの適切な利用について指導する。
- ④ いじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

【児童生徒として】

- ① いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、いじめを絶対にしないようにする。
- ② 自分を大切にするとともに、他者に対しても思いやりをもった言動をとる。いじめを発見したときは、決して見て見ぬふりをせず、すぐに親や教員に相談する。
- ③ 地域における活動に積極的に参加し、異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付ける。

【市民として】

- ① 子どもが健やかに成長することを願い、あいさつ運動、ボランティア活動、絆を深める活動等を通して、進んで児童生徒との関係をつくる。
- ② いじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、速やかに市、学校又は関係機関に通報する。

(2) いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的、かつ組織的な対応を行うため、同法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織を中

核として、校長の強力なリーダーシップのもと、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(3) 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、上越市基本方針を参酌し、自校におけるいじめ防止等の取組について基本的な方針、取組の内容等を「学校いじめ基本方針」として定める。確定した基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

学校基本方針の内容としては、いじめの防止のための措置、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等が想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処等、いじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

いじめに対する組織

1 校内組織について

「いじめ・不登校対策委員会」

役職	担当
校長	1 全体総括 2 いじめ認知後の事後措置、指導方針の承認 3 保護者説明会の招集(重大事案のみ)
教頭	1 いじめ認知後の事後措置、指導方針に対する助言 2 加害者への指導会の総括 3 市教委への連絡【主として】 4 外部機関への連絡【主として】
生徒指導主事	1 いじめ防止に対する諸計画立案、提示 2 いじめ認知後の委員会の招集 3 いじめ認知後の事後措置、指導方針の立案、及び管理職への提示 4 当該生徒への聞き取り調査 5 加害者への指導会の招集 6 市教委との連携 7 外部機関への連携
教育相談担当	1 委員会への助言
特別支援教室担任	1 委員会への助言
養護教諭	1 当該生徒への心理面の支援 2 委員会への助言
学級担任	1 当該生徒への聞き取り調査 2 周辺生徒への聞き取り調査 3 当該生徒保護者への説明
学年主任	1 当該生徒への聞き取り調査・指導 2 周辺生徒への聞き取り調査 3 当該生徒保護者への説明・指導 4 学年全体指導
スクールカウンセラー	1 いじめ被害生徒、被害生徒の保護者に対するケア
学年部職員	1 当該生徒への聞き取り調査・指導 2 周辺生徒への聞き取り調査
部活動顧問	1 当該生徒への聞き取り調査 2 周辺生徒への聞き取り調査

注 「※」は必要に応じて召集

「当該生徒」とは、いじめの加害者、被害者をいう

いじめの防止・早期発見

1 いじめの防止に関する基本的な方針

- (1) いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒が心通じ合うコミュニケーション能力を育み、起立正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組や集団づくりを目指す。
- (2) 日常から、人権意識の高揚に努め、いじめの起きにくい集団（いじめを許さない集団）の醸成を目指し、いじめが認知された場合、生徒集団自ら、自分たちの問題としてとらえ、解決に向かう姿勢を育成する。
- (3) 校内研修等を通して教職員の言動が、生徒を傷つけたり、差別を助長したりすることのないよう、人権感覚を磨くとともに、生徒の異変を見逃したりすることのない、教職員の資質の向上に努める。

2 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) 教職員が日常的に実践する取組

日常的な「10の実践」を確実に取り組む

「10の実践」

- 1 朝の挨拶、帰りの挨拶、授業開始・終了時の挨拶を大きな声で確実に行わせる。
・「おはようございます」「さようなら」「お願いします」「ありがとうございました」
- 2 教室内および周辺廊下等の掲示物や黒板の点検を行う。
・生徒の写真に画びょうが刺さっていたり、落書きがされていたりしないか
・正面黒板や背面黒板に、おかしい記入がされていないか
・生徒の机の上に落書きされていないか
- 3 移動教室の際、どの生徒がどの生徒と一緒に移動するか把握する。
- 4 昼休み、どの生徒がどの生徒と過ごしているか把握する。
- 5 欠席者のプリントは、隣席の生徒が机中にしまう。
- 6 列ごとにプリントを配布する場合、手だけでなく、必ず後方に体を向けて確実に渡す。
- 7 欠席（連続欠席）している生徒に対して、必ず状況を把握する。
欠席1日目…保護者からの朝の電話連絡には、担任もしくは対応職員が欠席理由を確実に把握する。**放課後、欠席家庭に連絡し、状況を確認する。**
欠席2日目…夕刻、担任が電話にて、**具体的な状況確認**を行う。
欠席3日目…家庭訪問
※新潟県教育委員会から通達されている「生徒と共に1・2・3運動」
- 8 放課後、部活動以外の生徒の活動（係活動・委員会活動等）には、教職員が同席する。
- 9 授業開始時刻、終了時刻を厳守する。
- 10 部活動において、欠席がちな生徒の状況を、顧問は必ず把握する。
・無断欠席を放置しない

(2) 道徳における「いじめ防止」

毎週の道徳の時間において、各学年の発達段階に応じた、心の教育を実施する。

	1 学年主題名	2 学年主題名	3 学年主題名
4 月	「公正、公平、社会正義」 「自由と責任」	「自主、自律、自由と責任」 「集団生活の充実」	「自主、自律、自由と責任」 「思いやり、感謝」
5 月	「友情、信頼」 「家族愛、家庭生活の充実」	「友情、信頼」	「友情、信頼」
6 月	「よりよく生きる喜び」 「思いやり、感謝」	「公平、公正、社会正義」 「生命の尊さ」	「公平、公正、社会正義」
7 月			
9 月	「友情、信頼」	「相互理解、寛容」	「遵法精神、公德心」
10 月	「相互理解、寛容」 「よりよい学校生活」	「友情、信頼」 「家族愛、家庭生活の充実」	「友情、信頼」 「生命の尊さ」
11 月	「遵法精神、公德心」	「思いやり、感謝」 「遵法精神、公德心」	「自主、自律、自由と責任」 「相互理解、寛容」
12 月			「よりよく生きる喜び」
1 月	「思いやり、感謝」	「公平、公正、社会正義」 「思いやり、感謝」	
2 月	「よりよく生きる喜び」	「生命の尊さ」	「生命の尊さ」 「思いやり、感謝」
3 月	「生命の尊さ」 「公正、公平、社会正義」		

※ 道徳年間指導計画より抜粋

(3) 委員会活動における「いじめ防止」

- ① 生徒会執行部
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会の運営
- ② 生活委員会
 - ・朝のあいさつ運動
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会の運営

(4) いじめ見逃しゼロスクール集会

アンケートの結果をもとに、いじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。

期 日 毎年度、11 月下旬

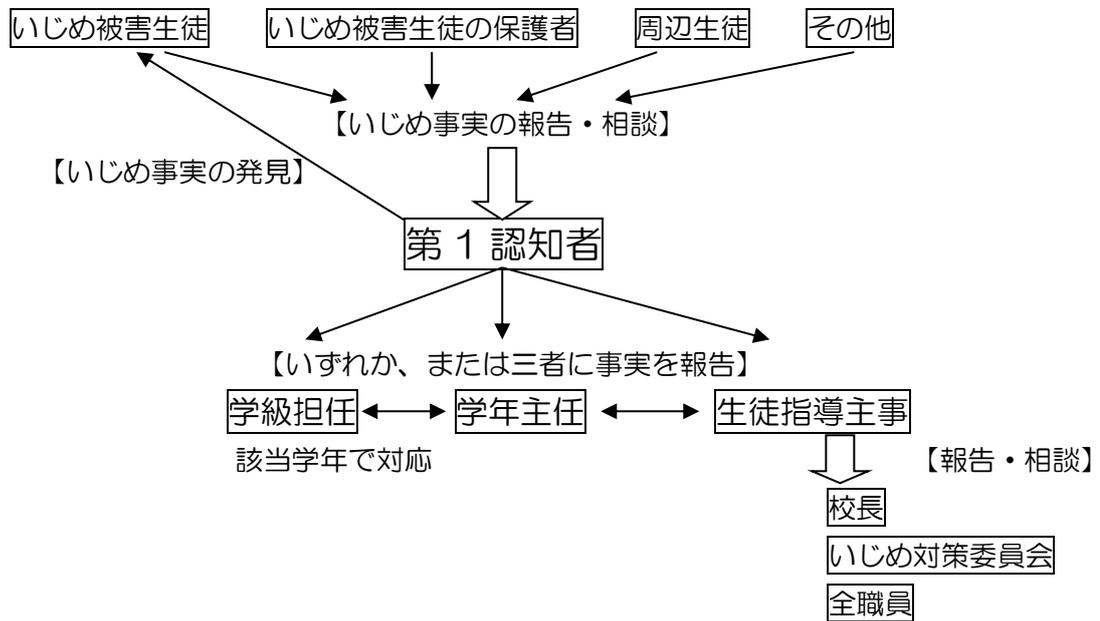
主な内容 いじめ事例ビデオ視聴、小中学生混成班での討議、いじめ見逃しゼロ宣言文の唱和 等

(5) ネットいじめ防止

- ・全職員で共通理解を図り、一貫した情報モラル指導を行う。(学活・各教科・道徳)
- ・PTA 総会や保護者面談を通して、保護者への啓発を行い、家庭と連携した指導を行う。

3 いじめの早期発見のための具体的な取組

(1) いじめを認知した場合の報告体制



(2) 各種アンケート

① 「週の振り返り」の記述 毎週

【担当】 学級担任、学年部

【調査頻度】 毎週木曜日、帰りの会を5分間延長
週ごとの振り返りを計画的に実施する。

1週間を振り返り、現在の状況を体調面・精神面に分け、4段階で自己評価する。

※自己評価が「少しつらい」「とてもつらい」の生徒は学年で共有し、個別対応を行う。

学年や全校の実態に応じて質問項目を追加し、情報提供を呼び掛ける。

教師が静かな環境を設定し、落ち着いて書くようにさせる。

② 「心の安全点検」実施 毎学期

【担当】 教育相談担当職員・学級担任

【調査頻度】 毎学期

教育相談担当が用意する用紙に、学期に一度、生徒が各項目を記入する。回収は学級担任が行い、生徒の様子や考え方の変遷を蓄積する。

③ 「いじめに関するアンケート」 年1回

【担当】 生徒指導主事・生活委員会、生徒会執行部

【調査頻度】 年1回

いじめ見逃しゼロスクール集会に向けて実施する、いじめの有無、いじめに対する意識のアンケート調査。

報告体制

年間を通じて、①～④がいじめについての「アンテナ」となるのだが、担任が抱え込むことのないように注意したい。

担任が異常な記述を認知した場合

担任→学年主任→生徒指導主事→【緊急な場合】→管理職に即報告・対応会議
→【緊急性のない場合】→「生徒理解情報」

(3) 教職員による生徒観察

① 生徒との信頼関係の構築

日常から生徒との信頼関係の構築に努め、「〇〇先生なら、話を聞いてくれそうだ」という雰囲気醸成するよう努める。ただの「ともだち先生」を目指すのではなく、生徒に共感的な理解を示すとともに、「だめなものはだめ」という毅然とした態度を、貫くように努める。また、教職員の「みなり」「言葉つかい」「時間の厳守」など基本的な勤務態度にも気をつける。

② いじめに対する姿勢

様々な諸調査を実施しても、いじめ等のサインをくみ取るのは教職員である。それを見逃してはならない。そのため、必要なのは「報告」である。生徒の行為や記述が、おかしいと感じたら、報告すること。「実は、私もそう思っていた」「実は、その子はこういう行動をよくとる」など、関連情報が出てきたりする例もある。また、事例や指導、情報交換内容については、いつでも参照できる形で記録を残しておく。

いじめへの対応

1 反社会的問題行動への対応

(1) いじめ・人間関係のトラブルの報告を受けた場合

① 第1報告

被害者・被害者の保護者
周辺生徒・地域の方 等

口頭・週の振り返り・手紙・電話 等

担任・その他の教諭
養護教諭 等

☆確実に聞き取る内容 ※5W1Hを意識する

学年主任または生徒指導主事

ア いつ(いつ頃から)

イ どこで

ウ 誰から(誰から誰へ)

エ 何をされた(何をした)

オ それに対する被害者の心境

(予想される被害者の心境)

カ なぜ、起きたか(なぜ起きたと思うか)

校長・教頭

② 被害者への事情聴取

被害者が確実に話をするであろう
と予想される教諭・養護教諭

直接関連している担当者が望ましい
学級担任・部活動顧問 等

被害者

○「☆確実に聞き取る内容」を記録する

○学級担任以外の職員が聴取した場合、必ず担任に報告

○複数より一人の教諭が望ましい

○事実の確認とともに被害生徒への心のケアを

③ 周辺生徒への事情聴取

被害者が確実に話をするであろう
と予想される教諭・養護教諭

加害生徒の聴取を先にはいけない。情報が乏しい
ため、加害生徒が否定したとき、行き詰まってしまう。

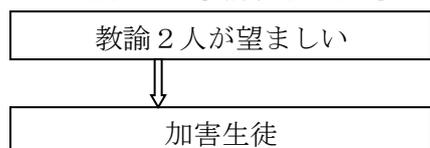
周辺生徒・複数が望ましい

○「☆確実に聞き取る内容」を記録する

○学級担任以外の職員が聴取した場合、必ず担任に報告する

○事情聴取は複数、一人どちらでも可(高圧的、威圧的と言われないよう注意)

④ 加害生徒への事情聴取・指導



事情聴取は1人がメインで1人が見守る方がよい。2人で責めると逆効果。ただし、関与を認め指導の段階に入ったら2人で行う。時には2人とも厳しく

【事情聴取】

○まず、「行為の有無」を確認する。その際、時系列で話をするとう効果的である。

(例)「昨日の放課後、〇〇さんから相談があった。〇〇頃からあなたを含む数名の生徒から避けられている、にらまれるという訴えだった。例えば、〇日の〇限め、理科の時間、〇〇さんが実験で話しかけても、あなたは無視したようだね、また、〇日の朝、あいさつしてもあなたは答えなかった。1回なら聞き違いもあるかも知れないが、何回もあるのはおかしい。〇〇さんをよく思っていないのは事実ではないかな」

○加害生徒が第一声に「知りません」「やってません」と言うと最後までその主張を押し通す可能性が高い。ここが最大のヤマ場である。教師側も十分な証拠・証言を準備するとともに、気迫を前面に出して勝負する。特に周辺生徒の情報が大事であり、言い逃れできないよう、証言・証拠を固めてから事情聴取にあたる。

○情報を提供してくれた周辺生徒の氏名は絶対に明かさない。

○加害生徒が複数の場合、必ず一人ずつ聴取する。口裏合わせができないよう、複数教師対応、同時進行で行う。

○明らかに関与していると予想される加害生徒が、関与を否定した場合、

(例)「言った方はよく忘れるが、言われた方はいつまでも覚えている。あなたにもそういう経験があるだろう」

「あなたの証言は信用したいが、周りで見えていた人も複数いて、【～証言～】ということを行っている。関係ないと言っているのはあなただけだ」

「〇〇さんは、本当に切ない気持ちで学校にも来たくないと言っている。こういう追いつめられた人は一刻も早く救いたい。もちろんあなたが同じ立場になったら、全力で味方する」などと、心理的に揺さぶりをかけ、時間をかけても「認める」よう努める。

○必ず生徒の目をみて話す。

○関与を認めたら「☆確実に聞き取る内容」を聴取する

【指導】

○まず大原則を確認する。

(例)「社会で一番悪いことは、人に迷惑をかけることだ」

「いじめはいかなる理由があっても許されない」

○次に理由を聞く。

○次に心理的な反省を促す

(例)「あなたが同じことをされたら、どんな気持ちになるだろう。」

「もしあなたがいじめを受けて、相手が【あなたが〇〇だからいじめたんだ】と言った時、あなたは仕方ないなあと納得するだろうか。」「あなたがされて平気なことが、相手も平気とは限らない。」

○指導が不十分だと感じた場合、時には厳しく（体罰を除く）説諭することも必要である。指導者が本気で指導していることを知らしめる。

○同じ加害者が繰り返しいじめを起こした場合、指導レベルを上げる。

レベル1 学級担任・顧問など、日々直接指導にあたる教師の説諭 *ここが基本

レベル2 学年主任の説諭

レベル3 生徒指導主事の説諭

レベル4 教頭の説諭

レベル5 校長の説諭

レベル6 保護者学校召喚・本人と同一指導

○周辺生徒、被害者を逆恨みしないよう確認する。

(例)「〇〇さんは、最初は我慢したり、自分で解決したりしようとしていた。しかし、もう限界にきたため、教師に助けを求めた。告げ口したなどと思ってはいけない」

「今回のことで、私たちがあなたを色眼鏡で見ることは絶対にない。だから、あなたもしっかり反省し、だれがこの件を話したのかなどと、余計な詮索をしてはいけない。それは反省していないことの表れだ。」

○最後に、保護者に連絡することを通告する。

(例)「この件は〇〇さんの保護者の方も大変心配している。あなたの保護者が知らないというわけにはいかない。今日の夜、家庭訪問（電話連絡）させていただく。」

【最後まで加害者が関与を否定した場合】

○当然ながら、生徒間謝罪を強行することはできない。

○被害者に加害者が関与を否定していることを伝える。その上で加害者に対し、直接気持ちを伝えるかどうかを確認する。ただし、加害者はもう引っ込みがつかないので、被害者と対話しても主張を変えない可能性が高いことを教師側は含んでおく。（被害者には伝えない）

(例)「〇〇さんは、あなたに対して何もしていないと主張している。何回も〇〇さんに確認したが、主張を変えない。あなたが直接、〇〇さんに自分の気持ちを訴えてみることはできないか。もちろん、先生たちも立ち会う。」

○被害者が直接対話を拒否した場合、残念ながら本件の加害者に対する聴取、指導は終了となる。

○ただし、加害者の保護者には事実をすべて伝えることを加害者本人に通告する。その際、教師側の推測は絶対に入れない。あくまで加害者保護者の判断に委ねる。

(例) 加害者の保護者に対して

「今日、お宅の〇〇さんと話をしました。内容は××さんが〇〇さんにいじめられていると訴えがあったので、その確認をしました。その結果〇〇さんは、何もしていないと主張しました。」

「当然、周囲の生徒からも情報を集めました。その結果、複数の生徒から【～具体事例～】という話もできました。また、被害者の××さんは、大変追い詰められています。」

「学校側の調査はここまでが限界です。あとは、お子様とよく話し合ってください。」

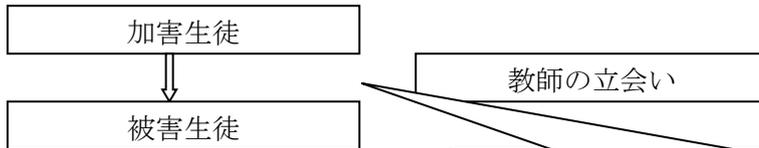
「また恐縮ですが、その結果を学校側にお知らせくださるようお願いいたします。」

(例) 加害者の保護者からの逆質問

「ウチの子は、本当にいじめたのでしょうか。」「先生は、ウチの子がいじめたとお思いですか。」

教師側の答えは「なんとも言えません」で押し通す。時には感情的に自分の子をかばう保護者もいるが、勢いに負けて「被害者にも問題がある」「たぶん、やっていないでしょう」などとは決して言わない。憶測や予断で動くこともしない。

⑤ 謝罪



○謝罪のポイントとして

1 まず加害者に話をさせる。

その際、

- ・自分が何をしたか
- ・今後は絶対にしないことの誓約
- ・最後に謝罪、謝意を明確に話させる。

2 次に被害者に話をさせる。

その際、

- ・どんな気持ちだったかを明確に話させる。

3 最後に、謝罪ではあるが和解（形式だけでも）したことを教師側は両者に認めさせる。

- ・加害生徒が複数いる場合は、一人ずつ謝罪
- ・教師側の人数はケースバイケースだが、保護者連絡があるので、必ず学級担任は立ち会う。

⑥ 加害者の保護者・被害者の保護者への家庭訪問



○加害者の保護者への連絡のポイント

- 1 事実を時系列で
- 2 本人も認めたことを明確に
- 3 どのような指導を行ったか
- 4 被害者宅への保護者間謝罪を促す
* 4については良識ある保護者なら

必ず行うので必要ないこともある。ケースバイケースである。

- ・加害生徒が複数いる場合は、学校へ召喚して、まとめて通告してよい。
- ・被害者家庭には家庭訪問とする。電話や学校召喚はしない。

○被害者の保護者への連絡のポイント

- 1 いじめを未然防止できなかったことについての、学校側から被害者宅への謝罪
- 2 事実を時系列で
- 3 加害者はいじめを認めたことを明確に
- 4 謝罪の終了と、再発は絶対にないと誓約したことを報告
- 5 加害者の保護者にも通告したことを報告

【加害者が関与を否定した場合の被害者保護者への報告】

○前述した「加害者の保護者への報告」とほぼ同様である。

○ただし、被害者に対しては、「なんとも言えません」などと他人事とも解釈できる発言は慎む。被害者本人、保護者の気持ちに寄り添う発言に終始する。

(例)「被害者の〇〇さんも、周辺の生徒も、××さんから〇〇さんへいじめの行為があったと具体的な証言がありました。しかし、××さんは否定しています。また、××さんの保護者にも事実をすべて報告してあります。〇〇さんも深い心の傷を負ったと思います。学校側の調査はできる限りのことをしたつもりですが、不明瞭な点が多く、本当に申し訳ありません。」

「ただ、2度とこのようなことが起きないように、今後は最大限の配慮を全校体制で行います。」

⑦ 全体指導 *基本的に学年対象、場合によっては全校対象

学年部職員＋生徒指導主事または教頭



学年全体

○全体指導することを、本人から承諾を得る。本人が拒否することもあるが、必要なことであり、なんとか承諾を得る。頑強に拒否する場合は、全体指導は中止とする。

- ・被害者生徒は全体指導から外し、別室にて待機。
- ・全体指導後、どのようなことを話したか、本人・保護者に報告する。

○その際、実名を出してよいか確認する。なお、実名については拒否した場合、本人の意向に沿う。

(例) 被害者本人に対して

「この件を学年全体の問題としてとらえることは大事なことだ。みんなに言うことによって、仕返しという不安もあるが、君の味方も大勢いる。また、同じようなことが他の生徒に起こるかもしれない。実名は出さないが、みんなに事実を話すことを承諾してほしい。なお、君がその場にいるのは、辛いと思うので別室で待っててもらう。どんなことを話したかは、君にも伝える。」

○全体指導の流れ

- 1 学年主任が主として話す。時系列に沿って話す。
- 2 次に生徒指導主事、または教頭が指導を行う。
- 3 教室に帰った後、感想記入用紙を渡す。

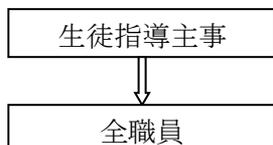
〇〇先生の話について

〇年〇組 氏名

- 1 あなたは〇〇先生の話聞いて、どのように感じましたか。
- 2 今後このようなことのないように、何に気をつけますか。

○感想記入用紙は学年部が用意し、学級担任が回収する。また、被害者を安心させるため、内容を被害者本人に提示してもよい。

⑧ 全職員での情報共有、共通理解



○「いじめ」「トラブル」の情報は、すぐに生徒指導主事に報告し、全職員で共有する。

○「いじめ」「トラブル」が大変重大な結果（自殺・自殺未遂・行方不明・加害者が大多数・加害者が全学年に存在・暴力、金品強要など悪質ないじめの形態 等）または被害者の保護者が希望した場合、校長名による報告文書を作成し全校配布する。文書は教頭が作成する。なおこの場合、被害者保護者の承諾を得る。事前に文書を被害者保護者に提示するかどうかは、校長判断とする。

○「いじめ」「人間関係トラブル」の処理はこれで終わりではない。同一生徒に再発したら、本人はもちろん、保護者の信頼も吹っ飛ぶ。指導後も引き続き、該当生徒の見取りや教育相談を実施するとともに、保護者へこまめに情報提供を行う。また、加害生徒に対しては、改善がみられる点や学校生活での頑張りを認め、行動変容を促していく。（最低でも3カ月程度）

○また、スピードも大事である。①～⑧の流れを2～3日中に完了させる。

(2) いじめ・人間関係のトラブルらしき現場を発見、目撃した場合

① 生徒が泣いていたり、不可解な場所で動こうとしなかったりするなど、様子が異様なとき

○他の生徒の目もあるので、とにかく場所を移動させる。保健室や会議室などがよい。

決して「次の活動に行きなさい」などと、突き放さない。

(例)「なぜ、泣いているのかな。ここでは他の人も心配するので、保健室で話を聞こう」

○理由を聞く。話さない場合もあるが、その時は発見者が他の職員に引き継ぐ。

(例)「何があったのか、話してくれないか」

「話しぶりよいだね。では、私は行くが〇〇先生（学級担任、養護教諭などが望ましい）に話してくれないか」

○理由を聞いた職員は、すぐ学級担任、学年主任、生徒指導主事に報告する。

○ほとんどの場合、「いじめ」「人間関係のトラブル」の可能性が高い。前記、①～⑧の流れで対応する。

② けんかの現場を発見、目撃した場合

○けんかの場合、とにかく中止させる。職員一人での制止が難しいこともある。その場合、周辺生徒を職員室に向かわせ、応援を呼ぶ。なおその際、「だれか行ってくれ」などと不特定多数に指示しない。

(例)「(指名し) 〇〇さん。今すぐ職員室に行って、【〇〇でけんかです】と報告してきてくれ」

○けんかは最低2人でやるため、複数職員で別々の部屋に連れて行き、事情聴取する。興奮状態

の場合は、冷却時間をおく。けがのある場合は、手当てを優先させる。なお出血がある場合、血液に触れないように注意する。

○けんかは背景に何か（ずっと我慢してついに爆発 等）があることが多いので、深い聞き取りを行う。

○周辺生徒からも情報を得て、けんかの当事者の話の裏付けをとる。

○両者の言い分をよく聞き、可能ならその日のうちに教師立会いの下、謝罪、和解させる。両方悪いケースが多い。

（例）「話を聞くと、先に手を出したのは〇〇くんだね。しかし、××くんから〇〇くんが悪口を言ったのが、このけんかのきっかけだ。双方、悪かったところをお互い謝罪しよう」

○ケースによっては、前記①～⑧の流れを行う。